

入 札 公 告

次のとおり競争入札に付します。

令和 7 年 11 月 25 日

日本司法支援センター 理事長 丸 島 俊 介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 7 年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷
・発送業務一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 場 所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履 行 期 間 入札説明書及び仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 下記 6 に示すプレゼンテーションに参加し、審査に合格した者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去 6 か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）
電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和 8 年 1 月 19 日（月）
上記 3 の場所及び当センターホームページ上

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

6 プレゼンテーションの日時及び場所

日時：令和 7 年 12 月 24 日（水）（詳細は個別に通知する。）

場所：〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター

7 入札書の提出期限及び提出場所

令和 8 年 1 月 16 日（金）17 時 00 分
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

8 開札の日時及び場所

令和 8 年 1 月 19 日（月）11 時 00 分
東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階
日本司法支援センター本部 会議室

9 入札方式

総合評価落札方式

10 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記 3 の場所及び当センターホームページ上において公告する。

令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式

期 日	業務内容	備考
11月25日 火	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会(実施しない)	
12月2日 火 17:00	質問書提出期限	
12月4日 木 17:00	質問書回答期限	
12月17日 水 17:00	提案書等提出期限	
12月22日 月 17:00	プレゼンテーション開始時刻通知	
12月24日 水	プレゼンテーション ※各者説明時間30分、質疑応答時間10分	本部会議室
1月9日 金 17:00	入札参加可否通知期限	
1月16日 金 17:00	入札書提出期限	
1月19日 月 11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- | | |
|----------------------------|--|
| 1 入 札 事 項 | 令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式 |
| 2 仕 様 | 別添仕様書のとおり |
| 3 プレゼンテーション
日 時 及 び 場 所 | 令和7年12月24日（水）
（開始時刻は個別に通知する。）
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 4 入札書提出期限
及 び 提 出 場 所 | 令和8年1月16日（金）17時00分
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 5 開札日時及び場所 | 令和8年1月19日（月）11時00分
日本司法支援センター本部 会議室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 |
| 6 契 約 予 定 日 | 令和8年1月19日（月） |
| 7 履 行 期 間 | 別添仕様書のとおり |
| 8 参 加 資 格 | |

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「**物品の製造**」又は「**役務の提供等**」において**A、B、C又はD**の等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) **本件プレゼンテーションに参加し、審査に合格した者**であること。

(5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

9 入 札 参 加 条 件

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「【入札書類提出】令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式 ○○社」とすること。

提出された書類及びプレゼンテーションに基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、令和8年1月9日（金）17時までにFAX又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記4の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) 本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面（別紙「履行確約書」書式による）…………… 1部
- (2) 「プレゼンテーション開始時刻通知書」（別添参照）…………… 1部
（別添「プレゼンテーション開始時刻通知書」に会社名、担当者名、FAX番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (3) 「結果通知書」（別添参照）…………… 1部
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (4) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し…………… 1部
- (5) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」…………… 1部
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。
- (6) 「暴力団排除に関する誓約書」（別添書式による）…………… 1部
- (7) 別添「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式 提案書提出要領」に基づく提案書等…………… 同提出要領に示す部数
なお、副本は会社名等を記載せず、提案者名を識別できないようにすること。

審査書類提出日時及び場所

提出期限 令和7年12月17日（水）17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電話番号：050-3381-1573

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

プレゼンテーション日時及び場所

実施日 令和7年12月24日（水）

※ 開始時刻については、令和7年12月22日（月）17時00分までに個別に通知する。

※ プレゼンテーションの持ち時間は1者につき40分
（各者説明時間30分程度、質疑応答時間10分程度）

実施場所 日本司法支援センター本部 会議室

プレゼンテーション当日の提案書等の変更や追加は認めない。

プレゼンテーションの実施に当たっては、公平な審査を実施するため、提案者名及び提案者名を推測できる発言等は控え、資料についても、提案者名の記載がないものを使用すること。

プレゼンテーションで使用するパソコン等の端末について、貸し出しは行っていないため、パソコン等の端末を使用する場合は、持参すること。

10 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に¥記号を記載すること。

イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記9(5)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記4の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式の入札書在中**」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない入札者による入札
- イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの
- カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの
- キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの
- ケ その他入札に関する条件に違反したもの

11 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者 1 社につき 1 名とする。

12 落札者の決定

- (1) 本件入札は、**総合評価落札方式**とする。

落札者は、上記 9 の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した予定価格の制限の範囲内の入札者のうち、「技術点」及び「価格点」の合計（総合評価点）が最も高い者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。
- (3) 総合評価点が同点となった者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第 17 条第 1 項に定める契約（予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としがない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

13 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記 6 の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

14 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 15 の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 **令和 7 年 12 月 2 日（火） 17 時 00 分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和 7 年 12 月 4 日（木） 17 時 00 分**

15 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）

電話番号：050-3381-1573

FAX 番号：03-5358-1058

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

【入札・質問】「令和 7 年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式 仕様書に関する質問について」〇〇社

16 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

令和 7 年度日本司法支援センター
広報用ポスター作成・印刷・発送業務 仕様書

第 1 本件の目的

本件は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の広報用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成、印刷及び発送業務を行うものである。

第 2 業務内容

受注者は、①ポスターに係るデザイン、レイアウト等及び印刷用版下データの作成、②印刷用版下データをもとにしたポスターの印刷、③センターが指定する納入場所へのポスターの発送及び納入、④前記①～③に付随する業務を行うこと。

なお、前記①～④の業務の履行に当たっては、以下の事項を遵守するものとし、前記①～③の業務の履行に係る一切の費用は、特段の定めがない限り、受注者負担とする。

1 ポスターに係るデザイン、レイアウト等及び印刷用版下データの作成

(1) 受注者は、センターと協議の上、B 2（縦）及び A 1（横）サイズのポスターデザインを作成すること。作成に当たっては、ジェンダーバランスに配慮すること。また、第三者の著作権その他の知的財産権、プライバシー権及び肖像権を害しないこと。

なお、B 2（縦）及び A 1（横）のデザインは同様とする。レイアウトは変更して差し支えない。

参考として、現在センターが使用しているポスターデザインは、別紙 1 のとおりである。

(2) センターのタグラインである「あなたと司法の架け橋」との文言をポスターのいずれかの箇所に記載すること。

(3) ポスターには必ずセンターのロゴを入れること。ロゴデータは、契約締結後、センターから ai データで支給する。解像度等が適さない場合は、受注者において適切に画像処理等した上で使用すること。その他の素材は、受注者の負担において準備すること。

(4) ポスターデザインについて、センターの了承を得たのち、印刷用版下データを作成すること。印刷用版下データは、後記第 4 に記載した形式により納入すること。

2 ポスターの印刷

前記 1 において作成した印刷用版下データにより、ポスターを印刷すること。

印刷の仕様は、後記第 3 のとおりとすること。

3 ポスターの発送及び納入

- (1) 各納入先と納入部数は、「別紙 2 納入先一覧」のとおりとすること。
- (2) 梱包材は、センターから提供しないため、受注者負担にて準備すること。
- (3) ポスターに折り目やゆがみ等の損傷のない状態で発送及び納入すること。
- (4) 差出人名は、「日本司法支援センター本部総務部広報・調査室」とすること。
- (5) 「別紙 3 送付状」は、「別紙 2 納入先一覧」記載の関係機関が納入先となる場合にのみ同封すること。「別紙 3 送付状」については、センターから提供する文面に基づき、以下の仕様により印刷を行うこと。なお、発送においては、安価となる場合を除き、信書方式をとらないので留意すること。

ア 印刷部数 656 部

イ 仕上げ寸法 A 4 版ペラ 1 枚

ウ 刷色 片面、スミ 1 色刷り

エ 用紙の指定 上質紙 A 版 35Kg

第 3 仕様

1 B 2（縦）ポスター

①サイズ	B 2 サイズ・縦 片面 4 c 印刷
②紙質	コート紙四六判 110kg
③インキ	耐光性
④印刷部数	計 1,932 部
⑤色校正	本機色校正 1 回（耐光性インキ使用）
⑥その他	使用期限に定めがないようにすること

2 A 1（横）ポスター

①サイズ	A 1 サイズ・横 片面 4 c 印刷
②紙質	コート紙菊判 93.5kg
③インキ	耐光性
④印刷部数	計 145 部
⑤色校正	なし
⑥その他	使用期限に定めがないようにすること

3 その他

本業務の履行に際しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」に適合すること。

なお、印刷に当たっては、リサイクル適性マーク A であるリサイクルを阻害しない資材を使用すること。

契約締結後、「別紙 4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。また、納入する際に「別紙 5 資材確認票」を提出すること。

ただし、当該基準を満たす製品を納入することが困難な場合には、センターの了承を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

第 4 成果物、納入期限及び納入場所

1 成果物

納入すべき成果物は以下のとおり。

(1) 印刷用版下データ

オンラインストレージで納入すること。電子媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。

(2) ポスター

(3) 発送伝票

2 納入期限

(1) 印刷用版下データ及びポスター

令和 8 年 3 月 25 日（水曜日）まで

(2) 発送伝票

令和 8 年 3 月 27 日（金曜日）まで

3 納入場所

(1) 印刷用版下データ

日本司法支援センター本部総務部広報・調査室代表メールアドレス宛て

(2) ポスター

「別紙 2 納入先一覧」のとおり。

(3) 発送伝票

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー 8 階

日本司法支援センター本部総務部広報・調査室

第 5 再委託

- 1 受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に実施させてはならない。また、原則として、本業務の一部を第三者に実施させること（以下「再委託」とい

う。)を禁止するものとする。

ただし、受注者が本業務の主たる部分でない一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由、再委託の相手方の業務の履行能力、再委託予定金額、その他センターが求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図をあらかじめ提出して再委託の申請を行い、センターが承認した場合は、この限りでない。なお、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とすること。

2 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

3 受注者は、再委託の相手方に対して、必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせる等、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、センターが本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況についてセンターに報告し、またセンターが自ら確認することに協力するものとする。

4 受注者は、センターが承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、センターの承認を得るものとする。

第6 留意事項

1 受注者は、契約締結後、5 営業日以内に作成から納入までのスケジュール表を作成の上、センターに提出し、内容について承認を得た後に履行をすること。

2 本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、センターと協議の上、決定するものとする。

3 第4の1記載の成果物については、第4の3記載の納入場所への納入及び検査が完了した時点で、それぞれ引渡しがあったものとする。

第7 著作権等

1 本業務において納入された成果物（デザインデータ、画像、図案、レイアウト等を含む）に関する一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、センターに帰属するものとする（第三者に帰属する著作権については除くが、センターが利用することについて受注者が当該第三者の許諾を得ること。）。

センターは、当該成果物を、インターネット広告、ウェブサイト、印刷物、映像、展示、SNS、その他センターが行うまたは将来行う広報活動等において、期間・地域・媒体の制限なく自由に使用することができるものとする。

受注者は、当該成果物に関して著作権人格権を行使しないものとする。

- 2 第三者の著作物を使用するときは、受注者が著作権処理を行うものとし、著作権使用料は、受注者において原則買い取りとすること。著作権使用に期限が設けられている著作物は使用しないものとする。また、著作者の意向で何らかの制限を設けなければ使用承諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについて、あらかじめセンターに確認し、了承を得た上で著作権処理を行うこと。
- 3 本件業務及び成果物に関し、第三者との間で著作権その他の知的財産権に係る紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専らセンターの責めに帰す場合を除き、受注者が自らの責任と費用負担において対応すること。

第8 その他

- 1 受注者が受注前に提出した提案書の提案内容については、原則として本仕様書の一部としてその内容にしたがって履行すること。ただし、提案内容の全てを認めるものではないことから、契約後センターと協議の上、履行内容を決定するものとする。

なお、本仕様書の定めと受注者の提案内容とが重複ないし相反する事項については、本仕様書の定めが優先して適用されるものとする。

- 2 受注者が、本業務に係る提案書の審査において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目で加点を得ることを希望した場合には、契約期間中、当該認定を保持し続けること。契約期間中に受注者の当該認定が取り消された場合には、センターは必要に応じて契約解除等の措置をとることがある。

広報用ポスター



B2(縦)



A1(横)

犯罪被害者支援業務関連のポスター



スタッフ弁護士(司法過疎)関連のポスター一覧



印刷部数

B2（縦）ポスター	1,932部
A1（横）ポスター	145部
送付状	656部

納入先

地方事務所等	109箇所
関係機関	656箇所

納入先一覧（地方事務所等）

	宛先	郵便番号	都道府県	納入部数 B2（縦）	納入部数 A1（横）
1	日本司法支援センター 東京地方事務所	160-0023	東京都	5	0
2	日本司法支援センター 神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県	5	0
3	日本司法支援センター 埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県	10	3
4	日本司法支援センター 千葉地方事務所	260-0013	千葉県	40	0
5	日本司法支援センター 茨城地方事務所	310-0062	茨城県	25	5
6	日本司法支援センター 栃木地方事務所	320-0033	栃木県	5	0
7	日本司法支援センター 群馬地方事務所	371-0022	群馬県	5	0
8	日本司法支援センター 静岡地方事務所	420-0031	静岡県	7	1
9	日本司法支援センター 山梨地方事務所	400-0032	山梨県	5	0
10	日本司法支援センター 長野地方事務所	380-0835	長野県	15	2
11	日本司法支援センター 新潟地方事務所	951-8116	新潟県	35	3
12	日本司法支援センター 大阪地方事務所	530-0047	大阪府	25	10
13	日本司法支援センター 京都地方事務所	604-8187	京都府	5	0
14	日本司法支援センター 兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県	12	6
15	日本司法支援センター 奈良地方事務所	630-8241	奈良県	5	0
16	日本司法支援センター 滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県	10	5
17	日本司法支援センター 和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県	10	5
18	日本司法支援センター 愛知地方事務所	460-0008	愛知県	10	5
19	日本司法支援センター 三重地方事務所	514-0033	三重県	5	0
20	日本司法支援センター 岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県	5	3
21	日本司法支援センター 福井地方事務所	910-0004	福井県	5	0
22	日本司法支援センター 石川地方事務所	920-0937	石川県	5	2
23	日本司法支援センター 富山地方事務所	930-0076	富山県	5	2

	宛先	郵便番号	都道府県	納入部数 B2（縦）	納入部数 A1（横）
24	日本司法支援センター 広島地方事務所	730-0013	広島県	10	3
25	日本司法支援センター 山口地方事務所	753-0045	山口県	10	5
26	日本司法支援センター 岡山地方事務所	700-0817	岡山県	2	2
27	日本司法支援センター 鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県	15	10
28	日本司法支援センター 島根地方事務所	690-0884	島根県	15	5
29	日本司法支援センター 福岡地方事務所	810-0004	福岡県	5	0
30	日本司法支援センター 佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県	5	0
31	日本司法支援センター 長崎地方事務所	850-0875	長崎県	5	0
32	日本司法支援センター 大分地方事務所	870-0045	大分県	50	5
33	日本司法支援センター 熊本地方事務所	860-0844	熊本県	5	1
34	日本司法支援センター 鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県	5	0
35	日本司法支援センター 宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県	5	0
36	日本司法支援センター 沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県	10	5
37	日本司法支援センター 宮城地方事務所	980-0811	宮城県	5	5
38	日本司法支援センター 福島地方事務所	960-8131	福島県	10	2
39	日本司法支援センター 山形地方事務所	990-0042	山形県	10	2
40	日本司法支援センター 岩手地方事務所	020-0022	岩手県	8	2
41	日本司法支援センター 秋田地方事務所	010-0001	秋田県	5	0
42	日本司法支援センター 青森地方事務所	030-0861	青森県	8	8
43	日本司法支援センター 札幌地方事務所	060-0001	北海道	10	0
44	日本司法支援センター 函館地方事務所	040-0063	北海道	5	0
45	日本司法支援センター 旭川地方事務所	070-0033	北海道	10	0
46	日本司法支援センター 釧路地方事務所	085-0847	北海道	5	1
47	日本司法支援センター 香川地方事務所	760-0023	香川県	10	2

	宛先	郵便番号	都道府県	納入部数 B2（縦）	納入部数 A1（横）
48	日本司法支援センター 徳島地方事務所	770-0834	徳島県	20	5
49	日本司法支援センター 高知地方事務所	780-0870	高知県	9	2
50	日本司法支援センター 愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県	10	1
51	日本司法支援センター 東京地方事務所多摩支部	190-0012	東京都	5	1
52	日本司法支援センター 神奈川地方事務所川崎支部	210-0007	神奈川県	3	0
53	日本司法支援センター 神奈川地方事務所小田原支部	250-0012	神奈川県	3	0
54	日本司法支援センター 埼玉地方事務所川越支部	350-1123	埼玉県	3	0
55	日本司法支援センター 千葉地方事務所松戸支部	271-0092	千葉県	3	0
56	日本司法支援センター 静岡地方事務所沼津支部	410-0833	静岡県	4	1
57	日本司法支援センター 静岡地方事務所浜松支部	430-0929	静岡県	3	0
58	日本司法支援センター 兵庫地方事務所阪神支部	660-0052	兵庫県	3	0
59	日本司法支援センター 兵庫地方事務所姫路支部	670-0947	兵庫県	3	0
60	日本司法支援センター 愛知地方事務所三河支部	444-8515	愛知県	3	0
61	日本司法支援センター 福岡地方事務所北九州支部	802-0006	福岡県	18	0
62	日本司法支援センター 東京地方事務所上野出張所	110-0015	東京都	3	0
63	日本司法支援センター 東京地方事務所多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都	3	1
64	日本司法支援センター 大阪地方事務所堺出張所	590-0075	大阪府	3	0
65	日本司法支援センター 福島地方事務所ふたば出張所	979-0403	福島県	3	0
66	日本司法支援センター 岩手地方事務所気仙出張所	022-0003	岩手県	3	2
67	法テラス熊谷法律事務所	360-0037	埼玉県	1	0
68	法テラス秩父法律事務所	368-0041	埼玉県	1	0
69	法テラス千葉法律事務所	260-0013	千葉県	1	0
70	法テラス下妻法律事務所	304-0063	茨城県	2	1
71	法テラス牛久法律事務所	300-1234	茨城県	3	0

	宛先	郵便番号	都道府県	納入部数 B2（縦）	納入部数 A1（横）
72	法テラス下田法律事務所	415-0035	静岡県	7	0
73	法テラス佐渡法律事務所	952-1314	新潟県	1	1
74	法テラス大阪法律事務所	530-0047	大阪府	1	0
75	法テラス福知山法律事務所	620-0054	京都府	1	0
76	法テラス南和法律事務所	638-0821	奈良県	1	0
77	法テラス可児法律事務所	509-0214	岐阜県	1	0
78	法テラス中津川法律事務所	508-0037	岐阜県	2	1
79	法テラス魚津法律事務所	937-0067	富山県	1	0
80	法テラス倉吉法律事務所	682-0023	鳥取県	1	0
81	法テラス浜田法律事務所	697-0022	島根県	1	0
82	法テラス西郷法律事務所	685-0015	島根県	1	0
83	法テラス佐世保法律事務所	857-0806	長崎県	1	0
84	法テラス壱岐法律事務所	811-5133	長崎県	1	0
85	法テラス五島法律事務所	853-0018	長崎県	1	0
86	法テラス対馬法律事務所	817-0013	長崎県	1	0
87	法テラス平戸法律事務所	859-5121	長崎県	1	0
88	法テラス雲仙法律事務所	854-0514	長崎県	1	0
89	法テラス高森法律事務所	869-1602	熊本県	1	0
90	法テラス奄美法律事務所	894-0006	鹿児島県	1	0
91	法テラス指宿法律事務所	891-0402	鹿児島県	1	0
92	法テラス鹿屋法律事務所	893-0009	鹿児島県	1	0
93	法テラス徳之島法律事務所	891-7101	鹿児島県	1	0
94	法テラス延岡法律事務所	882-0043	宮崎県	1	0
95	法テラス宮古島法律事務所	906-0012	沖縄県	1	0

	宛先	郵便番号	都道府県	納入部数 B2（縦）	納入部数 A1（横）
96	法テラス会津若松法律事務所	965-0871	福島県	1	0
97	法テラス宮古法律事務所	027-0083	岩手県	1	0
98	法テラス鹿角法律事務所	018-5201	秋田県	1	0
99	法テラスむつ法律事務所	035-0073	青森県	1	0
100	法テラス鰺ヶ沢法律事務所	038-2761	青森県	1	0
101	法テラス江差法律事務所	043-0034	北海道	1	0
102	法テラス八雲法律事務所	049-3106	北海道	1	0
103	法テラス須崎法律事務所	785-0003	高知県	2	0
104	法テラス安芸法律事務所	784-0003	高知県	14	1
105	法テラス中村法律事務所	787-0014	高知県	2	0
106	日本司法支援センター 東京地方事務所霞ヶ関分室	100-0013	東京都	1	0
107	日本司法支援センター 国際室	160-0004	東京都	4	1
108	日本司法支援センター コールセンター	仙台市内	宮城県	5	0
109	日本司法支援センター 広報・調査室	164-8721	東京都	34	17
				700	145

納入先一覧（関係機関）

	宛先	郵便番号	都道府県	納入部数 B2（縦）
1	東京地方裁判所	100-8920	東京都	1
2	武蔵野簡易裁判所	180-0006	東京都	1
3	立川簡易裁判所	190-8572	東京都	1
4	八王子簡易裁判所	192-8516	東京都	1
5	町田簡易裁判所	194-0022	東京都	1
6	青梅簡易裁判所	198-0031	東京都	1
7	東京司法書士会三多摩支会	192-0012	東京都	1
8	東京三弁護士会多摩支部	190-0014	東京都	1
9	東京家庭裁判所	100-8956	東京都	1
10	東京簡易裁判所	100-8971	東京都	1
11	東京地方裁判所 立川支部	190-8571	東京都	1
12	東京家庭裁判所 立川支部	190-8589	東京都	1
13	東京弁護士会	100-0013	東京都	1
14	日本弁護士連合会	100-0013	東京都	1
15	第一東京弁護士会	100-0013	東京都	1
16	第二東京弁護士会	100-0013	東京都	1
17	関東弁護士会連合会	100-0013	東京都	1
18	最高裁判所	102-8651	東京都	1
19	東京高等裁判所	100-8933	東京都	1
20	知的財産高等裁判所	153-8537	東京都	1
21	東京地方裁判所 民事執行センター	152-8527	東京都	1
22	東京地方裁判所 中目黒庁舎(ビジネス・コート)	153-8626	東京都	1
23	東京簡易裁判所 墨田庁舎	130-8636	東京都	1
24	東京家庭裁判所 八丈島出張所・八丈島簡易裁判所	100-1401	東京都	2
25	東京家庭裁判所 伊豆大島出張所・伊豆大島簡易裁判所	100-0101	東京都	2
26	新島簡易裁判所	100-0402	東京都	1
27	東京法務局	102-8225	東京都	1
28	東京司法書士会	160-0003	東京都	1
29	法務省	100-8977	東京都	1
30	法務省 法務史料展示室	100-8977	東京都	1
31	横浜家庭裁判所 川崎支部	210-8537	神奈川県	1
32	横浜地方裁判所 川崎支部・川崎簡易裁判所	210-8559	神奈川県	2
33	神奈川簡易裁判所	221-0822	神奈川県	1
34	横浜簡易裁判所	231-0021	神奈川県	1
35	神奈川県弁護士会・横須賀支部・県西支部・相模原支部	231-0021	神奈川県	4
36	神奈川県司法書士会	231-0024	神奈川県	1
37	横浜地方法務局	231-8411	神奈川県	1
38	横浜地方裁判所	231-8502	神奈川県	1
39	横浜家庭裁判所	231-8585	神奈川県	1

40	横浜地方裁判所 横須賀支部・横須賀簡易裁判所	238-8510	神奈川県	2
41	横浜家庭裁判所 横須賀支部	238-8513	神奈川県	1
42	保土ヶ谷簡易裁判所	240-0062	神奈川県	1
43	厚木簡易裁判所	243-0003	神奈川県	1
44	鎌倉簡易裁判所	248-0014	神奈川県	1
45	横浜地方裁判所 小田原支部・横浜家庭裁判所 小田原支部・小田原簡易裁判所	250-0012	神奈川県	3
46	藤沢簡易裁判所	251-0054	神奈川県	1
47	横浜地方裁判所 相模原支部・横浜家庭裁判所 相模原支部・相模原簡易裁判所	252-0236	神奈川県	3
48	平塚簡易裁判所	254-0045	神奈川県	1
49	川口簡易裁判所	332-0032	埼玉県	1
50	さいたま地方裁判所 越谷支部・さいたま家庭裁判所 越谷支部・越谷簡易裁判所	343-0023	埼玉県	3
51	さいたま家庭裁判所 久喜出張所・久喜簡易裁判所	346-0016	埼玉県	2
52	さいたま地方裁判所 川越支部・さいたま家庭裁判所 川越支部・川越簡易裁判所	350-8531	埼玉県	3
53	さいたま家庭裁判所 飯能出張所・飯能簡易裁判所	357-0021	埼玉県	2
54	所沢簡易裁判所	359-0042	埼玉県	1
55	さいたま地方裁判所 熊谷支部・さいたま家庭裁判所 熊谷支部・熊谷簡易裁判所	360-0041	埼玉県	3
56	本庄簡易裁判所	367-0031	埼玉県	1
57	さいたま地方裁判所 秩父支部・さいたま家庭裁判所 秩父支部・秩父簡易裁判所	368-0035	埼玉県	3
58	埼玉司法書士会	330-0063	埼玉県	1
59	埼玉弁護士会・川越支部・熊谷支部・越谷支部	330-0063	埼玉県	4
60	さいたま地方法務局	338-8513	埼玉県	1
61	千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所・千葉簡易裁判所	260-0013	千葉県	3
62	千葉地方裁判所 松戸支部・千葉家庭裁判所 松戸支部・松戸簡易裁判所	271-8522	千葉県	3
63	千葉家庭裁判所 市川出張所・市川簡易裁判所	272-8511	千葉県	2
64	東金簡易裁判所	283-0005	千葉県	1
65	千葉地方裁判所 佐倉支部・千葉家庭裁判所 佐倉支部・佐倉簡易裁判所	285-0038	千葉県	3
66	千葉地方裁判所 佐原支部・千葉家庭裁判所 佐原支部・佐原簡易裁判所	287-0003	千葉県	3
67	銚子簡易裁判所	288-0817	千葉県	1
68	千葉地方裁判所 八日市場支部・千葉家庭裁判所 八日市場支部・八日市場簡易裁判所	289-2144	千葉県	3
69	千葉地方裁判所 木更津支部・千葉家庭裁判所 木更津支部・木更津簡易裁判所	292-0832	千葉県	3
70	千葉地方裁判所 館山支部・千葉家庭裁判所 館山支部・館山簡易裁判所	294-0045	千葉県	3
71	千葉地方裁判所 一宮支部・千葉家庭裁判所 一宮支部・千葉一宮簡易裁判所	299-4397	千葉県	3
72	千葉司法書士会	261-0001	千葉県	1
73	千葉県弁護士会	260-0013	千葉県	1
74	千葉地方法務局	260-8518	千葉県	1
75	茨城司法書士会	310-0063	茨城県	1
76	茨城県弁護士会・土浦支部・下妻支部	310-0062	茨城県	3
77	水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所・水戸簡易裁判所	310-0062	茨城県	3
78	水戸地方法務局	310-0061	茨城県	1
79	水戸地方裁判所 日立支部・水戸家庭裁判所 日立支部・日立簡易裁判所	317-0073	茨城県	3
80	水戸地方裁判所 土浦支部・水戸家庭裁判所 土浦支部・土浦簡易裁判所	300-8567	茨城県	3
81	水戸地方裁判所 龍ヶ崎支部・水戸家庭裁判所 龍ヶ崎支部・龍ヶ崎簡易裁判所	301-0824	茨城県	3

82	水戸地方裁判所 麻生支部・水戸家庭裁判所 麻生支部・麻生簡易裁判所	311-3832	茨城県	3
83	水戸地方裁判所 下妻支部・水戸家庭裁判所 下妻支部・下妻簡易裁判所	304-0067	茨城県	3
84	笠間簡易裁判所	309-1611	茨城県	1
85	常陸太田簡易裁判所	313-0014	茨城県	1
86	石岡簡易裁判所	315-0013	茨城県	1
87	取手簡易裁判所	302-0004	茨城県	1
88	下館簡易裁判所	308-0041	茨城県	1
89	古河簡易裁判所	306-0011	茨城県	1
90	宇都宮地方裁判所 真岡支部・宇都宮家庭裁判所 真岡支部・真岡簡易裁判所	321-4305	栃木県	3
91	小山簡易裁判所	323-0031	栃木県	1
92	宇都宮地方裁判所 足利支部・宇都宮家庭裁判所 足利支部・足利簡易裁判所	326-0057	栃木県	3
93	宇都宮地方裁判所 栃木支部・宇都宮家庭裁判所 栃木支部・栃木簡易裁判所	328-0035	栃木県	3
94	栃木県司法書士会	320-0848	栃木県	1
95	宇都宮地方裁判所・宇都宮家庭裁判所・宇都宮簡易裁判所	320-8505	栃木県	3
96	宇都宮地方裁判所 大田原支部・宇都宮家庭裁判所 大田原支部・大田原簡易裁判所	324-0056	栃木県	3
97	栃木県弁護士会	320-0845	栃木県	1
98	宇都宮地方方法務局	320-8515	栃木県	1
99	前橋地方裁判所 沼田支部・前橋家庭裁判所 沼田支部・沼田簡易裁判所	378-0045	群馬県	3
100	群馬富岡簡易裁判所	370-2316	群馬県	1
101	伊勢崎簡易裁判所	372-0031	群馬県	1
102	館林簡易裁判所	374-0029	群馬県	1
103	藤岡簡易裁判所	375-0024	群馬県	1
104	前橋家庭裁判所 中之条出張所・中之条簡易裁判所	377-0424	群馬県	2
105	群馬司法書士会	371-0023	群馬県	1
106	前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所・前橋簡易裁判所	371-8531	群馬県	3
107	前橋地方方法務局	371-8535	群馬県	1
108	前橋地方裁判所 太田支部・前橋家庭裁判所 太田支部・太田簡易裁判所	373-8531	群馬県	3
109	前橋地方裁判所 高崎支部・前橋家庭裁判所 高崎支部・高崎簡易裁判所	370-8531	群馬県	3
110	前橋地方裁判所 桐生支部・前橋家庭裁判所 桐生支部・桐生簡易裁判所	376-8531	群馬県	3
111	群馬弁護士会	371-0026	群馬県	1
112	静岡地方裁判所 沼津支部・静岡家庭裁判所 沼津支部・沼田簡易裁判所	410-8550	静岡県	3
113	三島簡易裁判所	411-0033	静岡県	1
114	熱海家庭裁判所 熱海出張所・熱海簡易裁判所	413-8505	静岡県	2
115	静岡地方裁判所 下田支部・静岡家庭裁判所 下田支部・下田簡易裁判所	415-8520	静岡県	3
116	静岡地方裁判所 富士支部・静岡家庭裁判所 富士支部・富士簡易裁判所	417-8511	静岡県	3
117	清水簡易裁判所	424-0809	静岡県	1
118	静岡家庭裁判所 島田出張所・島田簡易裁判所	427-0043	静岡県	2
119	静岡地方裁判所 浜松支部	430-8520	静岡県	1
120	浜松簡易裁判所	430-8570	静岡県	1
121	静岡家庭裁判所 浜松支部	430-8620	静岡県	1
122	静岡家庭裁判所 掛川支部・静岡地方裁判所 掛川支部・掛川簡易裁判所	436-0028	静岡県	3
123	静岡県司法書士会	422-8062	静岡県	1

124	静岡地方裁判所・静岡簡易裁判所	420-8633	静岡県	2
125	静岡県弁護士会・沼津支部・浜松支部	420-0853	静岡県	3
126	静岡家庭裁判所	420-8604	静岡県	1
127	静岡地方方法務局	420-8650	静岡県	1
128	甲府地方裁判所・甲府家庭裁判所・甲府簡易裁判所	400-0032	山梨県	3
129	甲府地方裁判所 都留支部・甲府家庭裁判所 都留支部・都留簡易裁判所	402-0052	山梨県	3
130	鯉沢簡易裁判所	400-0601	山梨県	1
131	富士吉田簡易裁判所	403-0012	山梨県	1
132	山梨県司法書士会	400-0024	山梨県	1
133	山梨県弁護士会	400-0032	山梨県	1
134	甲府地方方法務局	400-8520	山梨県	1
135	長野地方裁判所 上田支部・長野家庭裁判所 上田支部・上田簡易裁判所	386-0023	長野県	3
136	長野家庭裁判所 飯山出張所・飯山簡易裁判所	389-2253	長野県	2
137	長野地方裁判所 松本支部・長野家庭裁判所 松本支部・松本簡易裁判所	390-0873	長野県	3
138	長野地方裁判所 諏訪支部・長野家庭裁判所 諏訪支部・諏訪簡易裁判所	392-0004	長野県	3
139	長野地方裁判所 飯田支部・長野家庭裁判所 飯田支部・飯田簡易裁判所	395-0015	長野県	3
140	長野地方裁判所 伊那支部・長野家庭裁判所 伊那支部・伊那簡易裁判所	396-0026	長野県	3
141	長野家庭裁判所 木曽福島出張所・木曽福島簡易裁判所	397-0001	長野県	2
142	長野地方裁判所・長野家庭裁判所・長野簡易裁判所	380-0846	長野県	3
143	長野地方裁判所 佐久支部・長野家庭裁判所 佐久支部・佐久簡易裁判所	385-0022	長野県	3
144	岡谷簡易裁判所	394-0028	長野県	1
145	長野家庭裁判所 大町出張所・大町簡易裁判所	398-0002	長野県	2
146	長野地方方法務局	380-0846	長野県	1
147	長野県司法書士会	380-0872	長野県	1
148	長野県弁護士会	380-0872	長野県	1
149	新潟家庭裁判所 糸魚川出張所・糸魚川簡易裁判所	941-0058	新潟県	2
150	新潟家庭裁判所 柏崎出張所・柏崎簡易裁判所	945-0063	新潟県	2
151	新潟家庭裁判所 南魚沼出張所・南魚沼簡易裁判所	949-6680	新潟県	2
152	新潟家庭裁判所 村上山出張所・村上山簡易裁判所	958-0837	新潟県	2
153	新潟地方裁判所 長岡支部・新潟家庭裁判所 長岡支部・長岡簡易裁判所	940-1151	新潟県	3
154	新潟地方裁判所 高田支部・新潟家庭裁判所 高田支部・高田簡易裁判所	943-0838	新潟県	3
155	新潟家庭裁判所 十日町出張所・十日町簡易裁判所	948-0093	新潟県	2
156	新潟地方裁判所 佐渡支部・新潟家庭裁判所 佐渡支部・佐渡簡易裁判所	952-1324	新潟県	3
157	新潟地方裁判所 三条支部・新潟家庭裁判所 三条支部・三条簡易裁判所	955-0047	新潟県	3
158	新津簡易裁判所	956-0031	新潟県	1
159	新潟地方裁判所 新発田支部・新潟家庭裁判所 新発田支部・新発田簡易裁判所	957-0053	新潟県	3
160	新潟県司法書士会	950-0911	新潟県	1
161	新潟県弁護士会	951-8126	新潟県	1
162	新潟地方裁判所・新潟簡易裁判所	951-8511	新潟県	2
163	新潟家庭裁判所	951-8513	新潟県	1
164	新潟地方方法務局	951-8504	新潟県	1
165	大阪高等裁判所	530-8521	大阪府	1

166	大阪地方裁判所	530-8522	大阪府	1
167	大阪簡易裁判所	530-8523	大阪府	1
168	豊中簡易裁判所	561-0881	大阪府	1
169	大阪池田簡易裁判所	563-0041	大阪府	1
170	吹田簡易裁判所	564-0036	大阪府	1
171	茨木簡易裁判所	567-0888	大阪府	1
172	枚方簡易裁判所	573-8505	大阪府	1
173	東大阪簡易裁判所	577-8558	大阪府	1
174	羽曳野簡易裁判所	583-0857	大阪府	1
175	富田林簡易裁判所	584-0035	大阪府	1
176	大阪家庭裁判所 堺支部	590-0078	大阪府	1
177	大阪地方裁判所 堺支部・堺簡易裁判所	590-8511	大阪府	2
178	大阪地方裁判所 岸和田支部・大阪家庭裁判所 岸和田支部・岸和田簡易裁判所	596-0042	大阪府	3
179	佐野簡易裁判所	598-0007	大阪府	1
180	大阪弁護士会	530-0047	大阪府	1
181	近畿弁護士会連合会	530-0047	大阪府	1
182	大阪司法書士会	540-0019	大阪府	1
183	大阪家庭裁判所	540-0008	大阪府	1
184	大阪法務局	540-8544	大阪府	1
185	京都地方裁判所 総務課・京都簡易裁判所	604-8550	京都府	2
186	京都家庭裁判所	606-0801	京都府	1
187	京都地方裁判所 園部支部・京都家庭裁判所 園部支部・園部簡易裁判所	622-0004	京都府	3
188	京都地方裁判所 宮津支部・京都家庭裁判所 宮津支部・宮津簡易裁判所	626-0017	京都府	3
189	京都地方裁判所 舞鶴支部・京都家庭裁判所 舞鶴支部・舞鶴簡易裁判所	624-0853	京都府	3
190	京都地方裁判所 福知山支部・京都家庭裁判所 福知山支部・福知山簡易裁判所	620-0035	京都府	3
191	伏見簡易裁判所	612-8034	京都府	3
192	右京簡易裁判所	616-8162	京都府	1
193	向日町簡易裁判所	617-0004	京都府	1
194	木津簡易裁判所	619-0214	京都府	1
195	宇治簡易裁判所	611-0021	京都府	1
196	亀岡簡易裁判所	621-0805	京都府	1
197	京丹後簡易裁判所	627-0012	京都府	1
198	京都司法書士会	604-0973	京都府	1
199	京都地方法務局	602-8577	京都府	1
200	京都弁護士会	604-0971	京都府	1
201	神戸家庭裁判所	652-0032	兵庫県	1
202	神戸地方裁判所	650-8575	兵庫県	1
203	神戸簡易裁判所	650-8565	兵庫県	1
204	神戸地方裁判所 伊丹支部・神戸家庭裁判所 伊丹支部・伊丹簡易裁判所	664-8545	兵庫県	3
205	神戸地方裁判所 尼崎支部・神戸家庭裁判所 尼崎支部・尼崎簡易裁判所	661-0026	兵庫県	3
206	神戸地方裁判所 明石支部・神戸家庭裁判所 明石支部・明石簡易裁判所	673-0881	兵庫県	3
207	神戸地方裁判所 柏原支部・神戸家庭裁判所 柏原支部・柏原簡易裁判所	669-3309	兵庫県	3

208	神戸地方裁判所 姫路支部・神戸家庭裁判所 姫路支部・姫路簡易裁判所	670-0947	兵庫県	3
209	神戸地方裁判所 社支部・神戸家庭裁判所 社支部・社簡易裁判所	673-1431	兵庫県	3
210	神戸地方裁判所 龍野支部・神戸家庭裁判所 龍野支部・龍野簡易裁判所	679-4179	兵庫県	3
211	神戸地方裁判所 豊岡支部・神戸家庭裁判所 豊岡支部・豊岡簡易裁判所	668-0042	兵庫県	3
212	神戸地方裁判所 洲本支部・神戸家庭裁判所 洲本支部・洲本簡易裁判所	656-0024	兵庫県	3
213	西宮簡易裁判所	662-0918	兵庫県	1
214	篠山簡易裁判所	669-2321	兵庫県	1
215	加古川簡易裁判所	675-0039	兵庫県	1
216	神戸家庭裁判所 浜坂出張所・浜坂簡易裁判所	669-6701	兵庫県	2
217	兵庫県司法書士会	650-0017	兵庫県	1
218	兵庫県弁護士会	650-0016	兵庫県	1
219	神戸地方方法務局	650-0042	兵庫県	1
220	奈良地方裁判所 葛城支部・家庭裁判所 葛城支部・葛城簡易裁判所	635-8502	奈良県	3
221	奈良地方裁判所 五條支部・家庭裁判所 五條支部・五條簡易裁判所	637-0043	奈良県	3
222	奈良地方裁判所・奈良家庭裁判所 総務課・奈良簡易裁判所	630-8213	奈良県	3
223	宇陀簡易裁判所	633-2170	奈良県	1
224	奈良家庭裁判所 吉野出張所・吉野簡易裁判所	638-0821	奈良県	2
225	奈良弁護士会	630-8237	奈良県	1
226	奈良地方方法務局	630-8301	奈良県	1
227	奈良県司法書士会	630-8325	奈良県	1
228	大津地方裁判所・大津家庭裁判所・大津簡易裁判所	520-0044	滋賀県	3
229	大津家庭裁判所 高島出張所・高島簡易裁判所	520-1623	滋賀県	2
230	大津地方裁判所 彦根支部・大津家庭裁判所 彦根支部・彦根簡易裁判所	522-0010	滋賀県	3
231	大津地方裁判所 長浜支部・大津家庭裁判所 長浜支部・長浜簡易裁判所	526-0058	滋賀県	3
232	東近江簡易裁判所	527-0023	滋賀県	1
233	甲賀簡易裁判所	528-0005	滋賀県	1
234	滋賀県司法書士会	520-0056	滋賀県	1
235	滋賀弁護士会	520-0051	滋賀県	1
236	大津地方方法務局	520-8516	滋賀県	1
237	湯浅簡易裁判所	643-0004	和歌山県	1
238	和歌山地方裁判所 御坊支部・和歌山家庭裁判所 御坊支部・御坊簡易裁判所	644-0011	和歌山県	3
239	和歌山地方裁判所 田辺支部・和歌山家庭裁判所 田辺支部・田辺簡易裁判所	646-0033	和歌山県	3
240	和歌山地方裁判所 新宮支部・和歌山家庭裁判所 新宮支部・新宮簡易裁判所	647-0015	和歌山県	3
241	橋本簡易裁判所	648-0072	和歌山県	1
242	串本簡易裁判所	649-3503	和歌山県	1
243	和歌山家庭裁判所 妙寺出張所・妙寺簡易裁判所	649-7113	和歌山県	2
244	和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山県	1
245	和歌山弁護士会	640-8144	和歌山県	1
246	和歌山地方裁判所・和歌山家庭裁判所・和歌山簡易裁判所	640-8143	和歌山県	3
247	和歌山地方方法務局	640-8552	和歌山県	1
248	愛知県弁護士会・東三河支部・西三河支部・半田支部・一宮支部	460-0001	愛知県	5
249	中部弁護士会連合会	460-0001	愛知県	1

250	愛知県司法書士会	456-0018	愛知県	1
251	名古屋地方裁判所	460-8504	愛知県	1
252	名古屋法務局	460-8513	愛知県	1
253	名古屋家庭裁判所	460-0001	愛知県	1
254	名古屋高等裁判所	460-8503	愛知県	1
255	名古屋地方裁判所 執行部・交通部	460-8509	愛知県	2
256	名古屋簡易裁判所	460-8505	愛知県	1
257	名古屋簡易裁判所 民事調停部	460-0001	愛知県	1
258	名古屋地方裁判所 一宮支部・名古屋家庭裁判所 一宮支部・一宮簡易裁判所	491-0842	愛知県	3
259	名古屋地方裁判所 半田支部・名古屋家庭裁判所 半田支部・半田簡易裁判所	475-0902	愛知県	3
260	名古屋地方裁判所 岡崎支部・岡崎簡易裁判所	444-8554	愛知県	2
261	名古屋地方裁判所 豊橋支部・名古屋家庭裁判所 豊橋支部・豊橋簡易裁判所	440-0884	愛知県	3
262	春日井簡易裁判所	486-0915	愛知県	1
263	瀬戸簡易裁判所	489-0805	愛知県	1
264	津島簡易裁判所	496-0047	愛知県	1
265	犬山簡易裁判所	484-0086	愛知県	1
266	安城簡易裁判所	446-8526	愛知県	1
267	豊田簡易裁判所	471-0869	愛知県	1
268	新城簡易裁判所	441-1387	愛知県	1
269	岡崎家庭裁判所	444-8550	愛知県	1
270	津地方裁判所・津家庭裁判所・津簡易裁判所	514-8526	三重県	3
271	津地方裁判所 四日市支部・津家庭裁判所 四日市支部・四日市簡易裁判所	510-8526	三重県	3
272	桑名簡易裁判所	511-0032	三重県	1
273	鈴鹿簡易裁判所	513-0801	三重県	1
274	津地方裁判所 松阪支部・津家庭裁判所 松阪支部・松阪簡易裁判所	515-8525	三重県	3
275	津地方裁判所 伊勢支部・津家庭裁判所 伊勢支部・伊勢簡易裁判所	516-8533	三重県	3
276	津地方裁判所 伊賀支部・津家庭裁判所 伊賀支部・伊賀簡易裁判所	518-0873	三重県	3
277	津家庭裁判所 尾鷲出張所・尾鷲簡易裁判所	519-3615	三重県	2
278	津地方裁判所 熊野支部・津家庭裁判所 熊野支部・熊野簡易裁判所	519-4396	三重県	3
279	三重県司法書士会	514-0036	三重県	1
280	津地方法務局	514-8503	三重県	1
281	三重弁護士会	514-0036	三重県	1
282	岐阜地方裁判所・岐阜家庭裁判所・岐阜簡易裁判所	500-8710	岐阜県	3
283	岐阜家庭裁判所 郡上出張所・郡上簡易裁判所	501-4213	岐阜県	2
284	岐阜地方裁判所 大垣支部・岐阜家庭裁判所 大垣支部・大垣簡易裁判所	503-0888	岐阜県	3
285	岐阜地方裁判所 御嵩支部・岐阜家庭裁判所 御嵩支部・御嵩簡易裁判所	505-0116	岐阜県	3
286	岐阜地方裁判所 高山支部・岐阜家庭裁判所 高山支部・高山簡易裁判所	506-0009	岐阜県	3
287	岐阜地方裁判所 多治見支部・岐阜家庭裁判所 多治見支部・多治見簡易裁判所	507-0023	岐阜県	3
288	岐阜家庭裁判所 中津川出張所・中津川簡易裁判所	508-0045	岐阜県	2
289	岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜県	1
290	岐阜県弁護士会	500-8811	岐阜県	1
291	岐阜地方法務局	500-8729	岐阜県	1

292	大野簡易裁判所	912-8524	福井県	1
293	福井家庭裁判所 小浜出張所・小浜簡易裁判所	917-8524	福井県	2
294	福井弁護士会	910-0004	福井県	1
295	福井地方裁判所・福井家庭裁判所・福井簡易裁判所	910-8524	福井県	3
296	福井地方裁判所 敦賀支部・福井家庭裁判所 敦賀支部・敦賀簡易裁判所	914-8524	福井県	3
297	福井地方裁判所 武生支部・福井家庭裁判所 武生支部・武生簡易裁判所	915-8524	福井県	3
298	福井地方方法務局	910-8504	福井県	1
299	福井県司法書士会	918-8112	福井県	1
300	金沢地方裁判所・金沢家庭裁判所・金沢簡易裁判所	920-8655	石川県	3
301	名古屋高等裁判所 金沢支部	920-8655	石川県	1
302	金沢地方裁判所 小松支部・金沢家庭裁判所 小松支部・小松簡易裁判所	923-8541	石川県	3
303	金沢地方裁判所 七尾支部・金沢家庭裁判所 七尾支部・七尾簡易裁判所	926-8541	石川県	3
304	金沢家庭裁判所珠洲出張所・珠洲簡易裁判所	927-1297	石川県	2
305	金沢地方裁判所 輪島支部・金沢家庭裁判所 輪島支部・輪島簡易裁判所	928-8541	石川県	3
306	石川県司法書士会	921-8013	石川県	1
307	金沢地方方法務局	921-8505	石川県	1
308	金沢弁護士会	920-0937	石川県	1
309	富山地方裁判所 高岡支部・富山家庭裁判所 高岡支部・高岡簡易裁判所	933-8546	富山県	3
310	富山地方裁判所 魚津支部・富山家庭裁判所 魚津支部・魚津簡易裁判所	937-0866	富山県	3
311	富山家庭裁判所 砺波出張所・砺波簡易裁判所	939-1367	富山県	2
312	富山地方裁判所・富山家庭裁判所・富山簡易裁判所	939-8502	富山県	3
313	富山県司法書士会	930-0008	富山県	1
314	富山県弁護士会	930-0076	富山県	1
315	富山地方方法務局	930-0856	富山県	1
316	広島高等裁判所・広島地方裁判所・広島家庭裁判所・広島簡易裁判所	730-0012	広島県	3
317	広島地方裁判所 福山支部・広島家庭裁判所 福山支部・福山簡易裁判所	720-0031	広島県	3
318	広島地方裁判所 尾道支部・広島家庭裁判所 尾道支部・尾道簡易裁判所	722-0014	広島県	3
319	竹原簡易裁判所	725-0021	広島県	1
320	府中簡易裁判所	726-0002	広島県	1
321	庄原簡易裁判所	727-0013	広島県	1
322	広島地方裁判所 三次支部・広島家庭裁判所 三次支部・三次簡易裁判所	728-0021	広島県	3
323	可部簡易裁判所	731-0221	広島県	1
324	広島地方裁判所 呉支部・広島家庭裁判所 呉支部・呉簡易裁判所	737-0811	広島県	3
325	東広島簡易裁判所	739-0012	広島県	1
326	大竹簡易裁判所	739-0614	広島県	1
327	広島家庭裁判所	730-0012	広島県	1
328	広島司法書士会	730-0012	広島県	1
329	中国地方弁護士会連合会	730-0012	広島県	1
330	広島弁護士会・福山地区会・呉地区会・尾道地区会	730-0012	広島県	4
331	広島法務局	730-8536	広島県	1
332	山口県司法書士会	753-0048	山口県	1
333	山口県弁護士会・岩国地区会・周南地区会・下関地区会・宇部地区会	753-0045	山口県	4

334	山口地方裁判所 岩国支部・山口家庭裁判所 岩国支部・岩国簡易裁判所	741-0061	山口県	3
335	山口家庭裁判所 柳井出張所・柳井簡易裁判所	742-0002	山口県	2
336	山口地方裁判所 周南支部・山口家庭裁判所 周南支部・周南簡易裁判所	745-0071	山口県	3
337	防府簡易裁判所	747-0809	山口県	1
338	山口地方裁判所 下関支部・山口家庭裁判所 下関支部・下関簡易裁判所	750-0009	山口県	3
339	山口地方裁判所 宇部支部・山口家庭裁判所 宇部支部・宇部簡易裁判所	755-0033	山口県	3
340	山口家庭裁判所 船木出張所・船木簡易裁判所	757-0216	山口県	2
341	山口地方裁判所 萩支部・山口家庭裁判所 萩支部・萩簡易裁判所	758-0041	山口県	3
342	長門簡易裁判所	759-4101	山口県	1
343	山口地方裁判所・山口家庭裁判所・山口簡易裁判所	753-0048	山口県	3
344	山口地方方法務局	753-8577	山口県	1
345	広島高等裁判所 岡山支部	700-0807	岡山県	1
346	岡山地方裁判所 倉敷支部・岡山家庭裁判所 倉敷支部・倉敷簡易裁判所	710-8558	岡山県	3
347	岡山地方裁判所・岡山家庭裁判所・岡山簡易裁判所	700-0807	岡山県	3
348	岡山地方裁判所 津山支部・岡山家庭裁判所 津山支部・津山簡易裁判所	708-0051	岡山県	3
349	岡山地方裁判所 新見支部・岡山家庭裁判所 新見支部・新見簡易裁判所	718-0011	岡山県	3
350	岡山家庭裁判所 玉野出張所・玉野簡易裁判所	706-0011	岡山県	3
351	岡山家庭裁判所 児島出張所・児島簡易裁判所	711-0911	岡山県	2
352	岡山家庭裁判所 玉島出張所・玉島簡易裁判所	713-8102	岡山県	2
353	岡山家庭裁判所 笠岡出張所・笠岡簡易裁判所	714-0081	岡山県	2
354	高梁簡易裁判所	716-0013	岡山県	1
355	勝山簡易裁判所	717-0013	岡山県	1
356	岡山県司法書士会	700-0023	岡山県	1
357	岡山弁護士会	700-0807	岡山県	1
358	岡山地方方法務局	700-8616	岡山県	1
359	鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取県	1
360	鳥取県弁護士会	680-0011	鳥取県	1
361	鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所・鳥取簡易裁判所	680-0011	鳥取県	3
362	鳥取地方裁判所 倉吉支部・鳥取家庭裁判所 倉吉支部・倉吉簡易裁判所	682-0824	鳥取県	3
363	鳥取地方裁判所 米子支部・鳥取家庭裁判所 米子支部・米子簡易裁判所	683-0826	鳥取県	3
364	鳥取地方方法務局	680-0011	鳥取県	1
365	広島高等裁判所 松江支部 松江地方裁判所・松江家庭裁判所・松江簡易裁判所	690-8523	島根県	4
366	松江地方裁判所 西郷支部・松江家庭裁判所 西郷支部・西郷簡易裁判所	685-0015	島根県	3
367	松江地方裁判所 出雲支部・松江家庭裁判所 出雲支部・出雲簡易裁判所	693-8523	島根県	3
368	松江家庭裁判所 川本出張所・川本簡易裁判所	696-0001	島根県	2
369	松江地方裁判所 浜田支部・松江家庭裁判所 浜田支部・浜田簡易裁判所	697-0027	島根県	3
370	松江地方裁判所 益田支部・松江家庭裁判所 益田支部・益田簡易裁判所	698-0021	島根県	3
371	松江家庭裁判所 雲南出張所・雲南簡易裁判所	699-1332	島根県	2
372	島根県司法書士会	690-0887	島根県	1
373	島根県弁護士会	690-0886	島根県	1
374	松江地方方法務局	690-0886	島根県	1
375	福岡地方裁判所 小倉支部・小倉簡易裁判所	803-8531	福岡県	2

376	福岡家庭裁判所 小倉支部	803-8532	福岡県	1
377	折尾簡易裁判所	807-0825	福岡県	1
378	福岡高等裁判所	810-8608	福岡県	1
379	福岡家庭裁判所 本庁	810-8652	福岡県	1
380	福岡地方裁判所	810-8653	福岡県	1
381	福岡簡易裁判所	810-8654	福岡県	1
382	宗像簡易裁判所	811-3431	福岡県	1
383	福岡地方裁判所 飯塚支部・福岡家庭裁判所 飯塚支部・飯塚簡易裁判所	820-8506	福岡県	3
384	福岡地方裁判所 直方支部・福岡家庭裁判所 直方支部・直方簡易裁判所	822-0014	福岡県	3
385	福岡地方裁判所 行橋支部・福岡家庭裁判所 行橋支部・行橋簡易裁判所	824-0001	福岡県	3
386	福岡地方裁判所 田川支部・福岡家庭裁判所 田川支部・田川簡易裁判所	826-8567	福岡県	3
387	福岡家庭裁判所 久留米支部	830-8512	福岡県	1
388	福岡地方裁判所 久留米支部・久留米簡易裁判所	830-8530	福岡県	2
389	福岡地方裁判所 柳川支部・福岡家庭裁判所 柳川支部・柳川簡易裁判所	832-0045	福岡県	3
390	福岡地方裁判所 八女支部・福岡家庭裁判所 八女支部・八女簡易裁判所	834-0031	福岡県	3
391	福岡県司法書士会	810-0073	福岡県	1
392	福岡県弁護士会・北九州部会・筑豊部会・筑後部会	810-0044	福岡県	4
393	九州弁護士会連合会	810-0044	福岡県	1
394	福岡地方裁判所 大牟田支部・福岡家庭裁判所 大牟田支部・大牟田簡易裁判所	836-0052	福岡県	3
395	福岡家庭裁判所 甘木出張所・甘木簡易裁判所	838-0061	福岡県	2
396	福岡法務局	810-8513	福岡県	1
397	うきは簡易裁判所	839-1321	福岡県	1
398	佐賀地方裁判所・佐賀家庭裁判所・佐賀簡易裁判所	840-0833	佐賀県	3
399	鳥栖簡易裁判所	841-0036	佐賀県	1
400	佐賀地方裁判所 武雄支部・佐賀家庭裁判所 武雄支部・武雄簡易裁判所	843-0022	佐賀県	3
401	佐賀地方裁判所 唐津支部・佐賀家庭裁判所 唐津支部・唐津簡易裁判所	847-0012	佐賀県	3
402	伊万里簡易裁判所	848-0027	佐賀県	1
403	佐賀家庭裁判所 鹿島出張所・鹿島簡易裁判所	849-1311	佐賀県	2
404	佐賀県司法書士会	840-0843	佐賀県	1
405	佐賀県弁護士会	840-0833	佐賀県	1
406	佐賀地方法務局	840-0041	佐賀県	1
407	長崎地方裁判所 壱岐支部・長崎家庭裁判所 壱岐支部・壱岐簡易裁判所	811-5133	長崎県	3
408	長崎地方裁判所 厳原支部・長崎家庭裁判所 厳原支部・厳原簡易裁判所	817-0013	長崎県	3
409	長崎県司法書士会	850-0874	長崎県	1
410	長崎県弁護士会・佐世保支部	850-0875	長崎県	2
411	長崎家庭裁判所 上県出張所・上県簡易裁判所	817-1602	長崎県	2
412	長崎家庭裁判所・長崎簡易裁判所	850-0033	長崎県	2
413	長崎地方裁判所	850-8503	長崎県	1
414	長崎地方裁判所 五島支部・長崎家庭裁判所 五島支部・五島簡易裁判所	853-0001	長崎県	3
415	長崎家庭裁判所 諫早出張所・諫早簡易裁判所	854-0071	長崎県	2
416	長崎地方裁判所 島原支部・長崎家庭裁判所 島原支部・島原簡易裁判所	855-0036	長崎県	3
417	長崎地方裁判所 大村支部・長崎家庭裁判所 大村支部・大村簡易裁判所	856-0831	長崎県	3

418	長崎地方裁判所 佐世保支部・長崎家庭裁判所 佐世保支部・佐世保簡易裁判所	857-0805	長崎県	3
419	長崎家庭裁判所 新上五島出張所・新上五島簡易裁判所	857-4211	長崎県	2
420	長崎地方裁判所 平戸支部・長崎家庭裁判所 平戸支部・平戸簡易裁判所	859-5153	長崎県	3
421	長崎地方法務局	850-8507	長崎県	1
422	大分地方裁判所・大分家庭裁判所 家庭裁判所受付・大分簡易裁判所	870-8564	大分県	3
423	大分地方裁判所 中津支部・大分家庭裁判所 中津支部 家庭裁判所受付・中津簡易裁判所	871-0050	大分県	3
424	大分地方裁判所 杵築支部・大分家庭裁判所 杵築支部 家庭裁判所受付・杵築簡易裁判所	873-0001	大分県	3
425	別府簡易裁判所	874-0908	大分県	1
426	臼杵簡易裁判所	875-0041	大分県	1
427	大分地方裁判所 佐伯支部・大分家庭裁判所 佐伯支部 家庭裁判所受付・佐伯簡易裁判所	876-0815	大分県	3
428	大分地方裁判所 日田支部・大分家庭裁判所 日田支部 家庭裁判所受付・日田簡易裁判所	877-0012	大分県	3
429	大分地方裁判所 竹田支部・大分家庭裁判所 竹田支部 家庭裁判所受付・竹田簡易裁判所	878-0013	大分県	3
430	大分家庭裁判所・豊後高田出張所・豊後高田簡易裁判所	879-0606	大分県	2
431	大分県司法書士会	870-0045	大分県	1
432	大分県弁護士会	870-0047	大分県	1
433	大分地方法務局	870-8513	大分県	1
434	熊本家庭裁判所	860-0001	熊本県	1
435	熊本県司法書士会	862-0971	熊本県	1
436	熊本県弁護士会	860-0844	熊本県	1
437	熊本地方法務局	862-0971	熊本県	1
438	熊本地方裁判所	860-8513	熊本県	1
439	熊本簡易裁判所	860-8531	熊本県	1
440	熊本地方裁判所 山鹿支部・熊本家庭裁判所 山鹿支部・山鹿簡易裁判所	861-0501	熊本県	3
441	熊本家庭裁判所 御船出張所・御船簡易裁判所	861-3206	熊本県	2
442	熊本家庭裁判所 牛深出張所・牛深簡易裁判所	863-1901	熊本県	2
443	熊本地方裁判所 天草支部・熊本家庭裁判所 天草支部・天草簡易裁判所	863-8585	熊本県	3
444	荒尾簡易裁判所	864-0041	熊本県	1
445	熊本地方裁判所 玉名支部・熊本家庭裁判所 玉名支部・玉名簡易裁判所	865-0051	熊本県	3
446	熊本地方裁判所 八代支部・熊本家庭裁判所 八代支部・八代簡易裁判所	866-8585	熊本県	3
447	熊本家庭裁判所 水俣出張所・水俣簡易裁判所	867-0041	熊本県	2
448	熊本地方裁判所 人吉支部・熊本家庭裁判所 人吉支部・人吉簡易裁判所	868-0056	熊本県	3
449	熊本家庭裁判所 高森出張所・高森簡易裁判所	869-1602	熊本県	2
450	熊本地方裁判所 阿蘇支部・熊本家庭裁判所 阿蘇支部・阿蘇簡易裁判所	869-2612	熊本県	3
451	宇城簡易裁判所	869-3205	熊本県	1
452	鹿児島家庭裁判所 指宿出張所・指宿簡易裁判所	891-0402	鹿児島県	2
453	鹿児島家庭裁判所 種子島出張所・種子島簡易裁判所	891-3101	鹿児島県	2
454	鹿児島家庭裁判所 屋久島出張所・屋久島簡易裁判所	891-4205	鹿児島県	2
455	鹿児島家庭裁判所 徳之島出張所・徳之島簡易裁判所	891-7101	鹿児島県	2
456	鹿児島地方裁判所 総務課・鹿児島家庭裁判所・鹿児島簡易裁判所	892-8501	鹿児島県	3
457	鹿児島地方裁判所 鹿屋支部・鹿児島家庭裁判所 鹿屋支部・鹿屋簡易裁判所	893-0011	鹿児島県	3
458	鹿児島地方裁判所 名瀬支部・鹿児島家庭裁判所 名瀬支部・名瀬簡易裁判所	894-0033	鹿児島県	3
459	鹿児島地方裁判所 川内支部・鹿児島家庭裁判所 川内支部・川内家庭裁判所	895-0064	鹿児島県	3

460	鹿児島家庭裁判所 大口出張所・大口簡易裁判所	895-2511	鹿児島県	2
461	甕島簡易裁判所	896-1201	鹿児島県	1
462	加世田簡易裁判所	897-0000	鹿児島県	1
463	鹿児島地方裁判所 知覧支部・鹿児島家庭裁判所 知覧支部・知覧簡易裁判所	897-0302	鹿児島県	3
464	出水簡易裁判所	899-0201	鹿児島県	1
465	伊集院簡易裁判所	899-2501	鹿児島県	1
466	鹿児島地方裁判所 加治木支部・鹿児島家庭裁判所 加治木支部・加治木簡易裁判所	899-5214	鹿児島県	3
467	大隅簡易裁判所	899-8102	鹿児島県	1
468	鹿児島県司法書士会	892-0823	鹿児島県	1
469	鹿児島地方方法務局	892-8511	鹿児島県	1
470	鹿児島県弁護士会	892-0815	鹿児島県	1
471	福岡高等裁判所 宮崎支部	880-0803	宮崎県	1
472	宮崎地方裁判所・宮崎家庭裁判所・宮崎簡易裁判所	880-8543	宮崎県	3
473	西都簡易裁判所	881-0003	宮崎県	1
474	宮崎家庭裁判所 高千穂出張所・高千穂簡易裁判所	882-1101	宮崎県	2
475	宮崎地方裁判所 延岡支部・宮崎家庭裁判所 延岡支部・延岡簡易裁判所	882-8585	宮崎県	3
476	宮崎家庭裁判所 日向出張所・日向簡易裁判所	883-0036	宮崎県	2
477	宮崎地方裁判所 都城支部・宮崎家庭裁判所 都城支部・都城簡易裁判所	885-0075	宮崎県	3
478	小林簡易裁判所	886-0007	宮崎県	1
479	宮崎地方裁判所 日南支部・宮崎家庭裁判所 日南支部・日南簡易裁判所	889-2535	宮崎県	3
480	宮崎県司法書士会宮崎支部	880-0803	宮崎県	1
481	宮崎地方方法務局	880-8513	宮崎県	1
482	宮崎県弁護士会	880-0803	宮崎県	1
483	福岡高等裁判所 沖縄支部	900-0022	沖縄県	1
484	那覇地方裁判所・那覇簡易裁判所	900-8567	沖縄県	2
485	那覇家庭裁判所	900-8603	沖縄県	1
486	那覇地方裁判所 沖縄支部・那覇家庭裁判所 沖縄支部・沖縄簡易裁判所	904-2194	沖縄県	3
487	那覇地方裁判所 名護支部・那覇家庭裁判所 名護支部・名護簡易裁判所	905-0011	沖縄県	3
488	那覇地方裁判所 平良支部・那覇家庭裁判所 平良支部・平良簡易裁判所	906-0012	沖縄県	3
489	那覇地方裁判所 石垣支部・那覇家庭裁判所 石垣支部・石垣簡易裁判所	907-0004	沖縄県	3
490	沖縄県司法書士会	900-0006	沖縄県	1
491	沖縄弁護士会	900-0014	沖縄県	1
492	那覇地方方法務局	900-8544	沖縄県	1
493	宮城県司法書士会	980-0821	宮城県	1
494	仙台弁護士会	980-0811	宮城県	1
495	仙台簡易裁判所	980-8636	宮城県	1
496	仙台家庭裁判所	980-8637	宮城県	1
497	仙台高等裁判所	980-8638	宮城県	1
498	仙台地方裁判所	980-8639	宮城県	1
499	仙台地方裁判所 石巻支部・仙台家庭裁判所 石巻支部・石巻簡易裁判所	986-0832	宮城県	3
500	仙台地方裁判所 登米支部・仙台家庭裁判所 登米支部・登米簡易裁判所	987-0702	宮城県	3
501	築館簡易裁判所	987-2252	宮城県	1

502	仙台地方裁判所 気仙沼支部・仙台家庭裁判所 気仙沼支部・気仙沼簡易裁判所	988-0022	宮城県	3
503	仙台地方裁判所 大河原支部・仙台家庭裁判所 大河原支部・大河原簡易裁判所	989-1231	宮城県	3
504	仙台地方裁判所 古川支部・仙台家庭裁判所 古川支部・古川簡易裁判所	989-6161	宮城県	3
505	仙台法務局	980-8601	宮城県	1
506	福島地方裁判所・福島家庭裁判所・福島簡易裁判所	960-8512	福島県	3
507	福島地方裁判所 白河支部・福島家庭裁判所 白河支部・白河簡易裁判所	961-0074	福島県	3
508	福島家庭裁判所 棚倉出張所・棚倉簡易裁判所	963-6131	福島県	2
509	福島地方裁判所 郡山支部・福島家庭裁判所 郡山支部・郡山簡易裁判所	963-8566	福島県	3
510	福島地方裁判所 会津若松支部・福島家庭裁判所 会津若松支部・会津若松簡易裁判所	965-8540	福島県	3
511	福島家庭裁判所 田島出張所・田島簡易裁判所	967-0004	福島県	2
512	福島地方裁判所 いわき支部・福島家庭裁判所 いわき支部・いわき簡易裁判所	970-8026	福島県	3
513	福島県司法書士会	960-8022	福島県	1
514	福島県弁護士会・白河支部・会津若松支部・いわき支部・相馬支部・郡山支部	960-8115	福島県	1
515	福島地方法務局	960-8021	福島県	1
516	福島地方裁判所 相馬支部・福島家庭裁判所 相馬支部・相馬簡易裁判所	976-0042	福島県	3
517	山形県司法書士会	990-0021	山形県	1
518	山形県弁護士会	990-0042	山形県	1
519	山形地方裁判所・山形家庭裁判所・山形簡易裁判所	990-8531	山形県	3
520	山形地方裁判所 米沢支部・山形家庭裁判所 米沢支部・米沢簡易裁判所	992-0045	山形県	3
521	山形地方裁判所 長井出張所・長井簡易裁判所	993-0015	山形県	2
522	山形地方裁判所 新庄支部・山形家庭裁判所 新庄支部・新庄簡易裁判所	996-0022	山形県	3
523	山形地方裁判所 鶴岡支部・山形家庭裁判所 鶴岡支部・鶴岡簡易裁判所	997-0035	山形県	3
524	山形地方裁判所 酒田支部・山形家庭裁判所 酒田支部・酒田簡易裁判所	998-0037	山形県	3
525	山形家庭裁判所 赤湯出張所・赤湯簡易裁判所	999-2211	山形県	2
526	山形地方法務局	990-0041	山形県	1
527	盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所・盛岡簡易裁判所	020-8520	岩手県	3
528	盛岡地方裁判所 一関支部・盛岡家庭裁判所 一関支部・一関簡易裁判所	021-0877	岩手県	3
529	盛岡家庭裁判所 大船渡出張所・大船渡簡易裁判所	022-0003	岩手県	3
530	盛岡地方裁判所 水沢支部・盛岡家庭裁判所 水沢支部・水沢簡易裁判所	023-0053	岩手県	3
531	盛岡地方裁判所 花巻支部・盛岡家庭裁判所 花巻支部・花巻簡易裁判所	025-0075	岩手県	3
532	釜石簡易裁判所	026-0022	岩手県	1
533	盛岡地方裁判所 宮古支部・盛岡家庭裁判所 宮古支部・宮古簡易裁判所	027-0052	岩手県	3
534	盛岡家庭裁判所 久慈出張所・久慈簡易裁判所	028-0022	岩手県	2
535	盛岡地方裁判所 遠野支部・盛岡家庭裁判所 遠野支部・遠野簡易裁判所	028-0515	岩手県	3
536	岩手県司法書士会	020-0015	岩手県	1
537	岩手弁護士会	020-0022	岩手県	1
538	盛岡地方法務局	020-0045	岩手県	1
539	盛岡地方裁判所 二戸支部・盛岡家庭裁判所 二戸支部・二戸簡易裁判所	028-6101	岩手県	3
540	男鹿簡易裁判所	010-0511	秋田県	1
541	仙台高等裁判所 秋田支部・秋田地方裁判所・秋田家庭裁判所・秋田簡易裁判所	010-8504	秋田県	4
542	湯沢簡易裁判所	012-0844	秋田県	1
543	秋田地方裁判所 横手支部・秋田家庭裁判所 横手支部・横手簡易裁判所	013-0013	秋田県	3

544	秋田県司法書士会	010-0951	秋田県	1
545	秋田地方裁判所 大曲支部・秋田家庭裁判所 大曲支部・大曲簡易裁判所	014-0063	秋田県	3
546	秋田家庭裁判所 角館出張所・角館簡易裁判所	014-0372	秋田県	2
547	秋田地方裁判所 本荘支部・秋田家庭裁判所 本荘支部・本荘簡易裁判所	015-0872	秋田県	3
548	秋田地方裁判所 能代支部・秋田家庭裁判所 能代支部・能代簡易裁判所	016-0817	秋田県	3
549	秋田地方裁判所 大館支部・秋田家庭裁判所 大館支部・大館簡易裁判所	017-0891	秋田県	3
550	秋田家庭裁判所 鹿角出張所・鹿角簡易裁判所	018-5201	秋田県	2
551	秋田地方方法務局	010-0951	秋田県	1
552	秋田弁護士会	010-0951	秋田県	1
553	青森地方裁判所	030-8522	青森県	1
554	青森家庭裁判所	030-8523	青森県	1
555	青森簡易裁判所	030-8524	青森県	1
556	青森地方裁判所 弘前支部・青森家庭裁判所 弘前支部・弘前簡易裁判所	036-8356	青森県	3
557	青森地方裁判所八戸支部・青森家庭裁判所 八戸支部・八戸簡易裁判所	039-1166	青森県	3
558	青森地方裁判所 五所川原支部・青森家庭裁判所 五所川原支部・五所川原簡易裁判所	037-0044	青森県	3
559	青森地方裁判所 十和田支部・青森家庭裁判所 十和田支部・十和田簡易裁判所	034-0082	青森県	3
560	青森家庭裁判所 むつ出張所・むつ簡易裁判所	035-0073	青森県	2
561	鯉ヶ沢簡易裁判所	038-2754	青森県	1
562	青森家庭裁判所 野辺地出張所・野辺地簡易裁判所	039-3131	青森県	2
563	青森県司法書士会	030-0861	青森県	1
564	青森地方方法務局	030-8511	青森県	1
565	青森県弁護士会	030-0861	青森県	1
566	函館地方裁判所	040-8601	北海道	1
567	函館家庭裁判所	040-8602	北海道	1
568	函館簡易裁判所	040-8603	北海道	1
569	函館地方裁判所 江差支部・函館家庭裁判所 江差支部・江差簡易裁判所	043-0043	北海道	3
570	札幌地方裁判所 岩内支部・札幌家庭裁判所 岩内支部・岩内簡易裁判所	045-0013	北海道	3
571	札幌地方裁判所 小樽支部・札幌家庭裁判所 小樽支部・小樽簡易裁判所	047-0024	北海道	3
572	函館家庭裁判所 寿都出張所・寿都簡易裁判所	048-0401	北海道	2
573	函館家庭裁判所 松前出張所・松前簡易裁判所	049-1501	北海道	2
574	函館家庭裁判所 八雲出張所・八雲簡易裁判所	049-3112	北海道	2
575	札幌地方裁判所 室蘭支部・札幌家庭裁判所 室蘭支部・室蘭簡易裁判所	050-0081	北海道	3
576	伊達簡易裁判所	052-0021	北海道	1
577	札幌地方裁判所 苫小牧支部・札幌家庭裁判所 苫小牧支部・苫小牧簡易裁判所	053-0018	北海道	3
578	札幌司法書士会	060-0051	北海道	1
579	札幌弁護士会・室蘭支部・苫小牧支部	060-0001	北海道	3
580	北海道弁護士会連合会	060-0001	北海道	1
581	札幌家庭裁判所 静内出張所・静内簡易裁判所	056-0005	北海道	2
582	札幌地方裁判所 浦河支部・札幌家庭裁判所 浦河支部・浦河簡易裁判所	057-0012	北海道	3
583	札幌高等裁判所・札幌地方裁判所	060-0042	北海道	2
584	札幌家庭裁判所・札幌簡易裁判所	060-0042	北海道	2
585	札幌地方裁判所 岩見沢支部・札幌家庭裁判所 岩見沢支部・岩見沢簡易裁判所	068-0004	北海道	3

586	札幌家庭裁判所 夕張出張所 庶務課・夕張簡易裁判所	068-0411	北海道	2
587	旭川地方裁判所	070-8640	北海道	1
588	函館司法書士会	040-0033	北海道	1
589	函館弁護士会	040-0031	北海道	1
590	旭川家庭裁判所	070-8641	北海道	1
591	旭川簡易裁判所	070-8642	北海道	1
592	札幌地方裁判所 滝川支部・札幌家庭裁判所 滝川支部・滝川簡易裁判所	073-0022	北海道	3
593	旭川家庭裁判所 深川出張所・深川簡易裁判所	074-0002	北海道	2
594	旭川家庭裁判所 富良野出張所・富良野簡易裁判所	076-0018	北海道	2
595	旭川地方裁判所 留萌支部・旭川家庭裁判所 留萌支部・留萌簡易裁判所	077-0037	北海道	3
596	釧路地方裁判所 帯広支部・釧路家庭裁判所 帯広支部・帯広簡易裁判所	080-0808	北海道	3
597	釧路地方裁判所・釧路家庭裁判所・釧路簡易裁判所	085-0824	北海道	3
598	釧路家庭裁判所 標津出張所・標津簡易裁判所	086-1632	北海道	2
599	釧路地方裁判所 根室支部・釧路家庭裁判所 根室支部・根室家庭裁判所	087-0026	北海道	3
600	釧路家庭裁判所 本別出張所・本別簡易裁判所	089-3313	北海道	2
601	釧路地方裁判所 北見支部・釧路家庭裁判所 北見支部・北見簡易裁判所	090-0065	北海道	3
602	釧路地方裁判所 網走支部・釧路家庭裁判所 網走支部・網走簡易裁判所	093-0031	北海道	3
603	旭川地方裁判所 紋別支部・旭川家庭裁判所 紋別支部・紋別簡易裁判所	094-0006	北海道	3
604	旭川弁護士会	070-0901	北海道	1
605	旭川司法書士会	070-0901	北海道	1
606	旭川地方裁判所 名寄支部・旭川家庭裁判所 名寄支部・名寄簡易裁判所	096-0014	北海道	3
607	旭川地方裁判所 稚内支部・旭川家庭裁判所 稚内支部・稚内簡易裁判所	097-0002	北海道	3
608	釧路司法書士会	085-0833	北海道	1
609	釧路弁護士会	085-0824	北海道	1
610	旭川家庭裁判所 天塩出張所・天塩簡易裁判所	098-3303	北海道	2
611	旭川家庭裁判所 中頓別出張所・中頓別簡易裁判所	098-5551	北海道	2
612	釧路家庭裁判所 遠軽出張所・遠軽簡易裁判所	099-0403	北海道	2
613	釧路地方法務局	085-8522	北海道	1
614	札幌法務局	060-0808	北海道	1
615	函館地方法務局	040-8533	北海道	1
616	旭川地方法務局	078-8502	北海道	1
617	高松地方裁判所 丸亀支部・高松家庭裁判所 丸亀支部・高松簡易裁判所	763-0034	香川県	3
618	高松家庭裁判所 土庄支部・土庄簡易裁判所	761-4121	香川県	2
619	普通寺簡易裁判所	765-0013	香川県	1
620	高松地方裁判所 観音寺支部・高松家庭裁判所 観音寺支部・観音寺簡易裁判所	768-0060	香川県	3
621	香川県司法書士会	760-0022	香川県	1
622	香川県弁護士会	760-0033	香川県	1
623	四国弁護士会連合会	760-0033	香川県	1
624	高松家庭裁判所	760-8585	香川県	1
625	高松高等裁判所・高松地方裁判所 総務課・高松簡易裁判所	760-8586	香川県	3
626	高松法務局	760-8508	香川県	1
627	徳島地方裁判所 美馬支部・徳島家庭裁判所 美馬支部・美馬簡易裁判所	779-3610	徳島県	3

628	徳島地方裁判所・徳島家庭裁判所 家事係・徳島簡易裁判所	770-8528	徳島県	3
629	鳴門簡易裁判所	772-0017	徳島県	1
630	徳島地方裁判所 阿南支部・徳島家庭裁判所阿南支部・阿南簡易裁判所	774-0030	徳島県	3
631	徳島家庭裁判所 牟岐出張所・牟岐簡易裁判所	775-0006	徳島県	2
632	徳島家庭裁判所 池田出張所・徳島池田簡易裁判所	778-0002	徳島県	2
633	吉野川簡易裁判所	779-3301	徳島県	1
634	徳島県司法書士会	770-0808	徳島県	1
635	徳島地方方法務局	770-8512	徳島県	1
636	徳島弁護士会	770-0855	徳島県	1
637	高知地方裁判所・高知家庭裁判所・高知簡易裁判所	780-8558	高知県	3
638	高知地方裁判所 安芸支部・高知家庭裁判所 安芸支部・安芸簡易裁判所	784-0003	高知県	3
639	高知地方裁判所 須崎支部・高知家庭裁判所 須崎支部・須崎簡易裁判所	785-0010	高知県	3
640	高知地方裁判所中村支部・高知家庭裁判所 中村支部・中村簡易裁判所	787-0028	高知県	3
641	高知県司法書士会	780-0928	高知県	1
642	高知地方方法務局	780-8509	高知県	1
643	高知弁護士会	780-0928	高知県	1
644	松山家庭裁判所	790-0006	愛媛県	1
645	松山地方裁判所・松山簡易裁判所	790-8539	愛媛県	2
646	松山地方裁判所 西条支部・松山家庭裁判所 西条支部・西条簡易裁判所	793-0023	愛媛県	3
647	松山地方裁判所 今治支部・松山家庭裁判所 今治支部・今治簡易裁判所	794-8508	愛媛県	3
648	松山地方裁判所 大洲支部・松山家庭裁判所 大洲支部・大須簡易裁判所	795-0012	愛媛県	3
649	松山地方裁判所 宇和島支部・松山家庭裁判所 宇和島支部・宇和島簡易裁判所	798-0033	愛媛県	3
650	八幡浜簡易裁判所	796-0041	愛媛県	1
651	新居浜簡易裁判所	792-0023	愛媛県	1
652	四国中央簡易裁判所	799-0405	愛媛県	1
653	松山家庭裁判所 愛南出張所・愛南簡易裁判所	798-4131	愛媛県	2
654	松山地方方法務局	790-8505	愛媛県	1
655	愛媛県司法書士会	790-0062	愛媛県	1
656	愛媛弁護士会	790-0003	愛媛県	1
				1,232

令和 8 年●月

関係各位

日本司法支援センター（法テラス）

本部総務部広報・調査室

ポスターの送付について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より当センターの業務に対し格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
この度、当センターでは、デザインを一新した新しいポスターを作成いたしましたので、お送りいたします。

つきましては、市民の方々に見ていただけるよう掲示にご協力くださいますようお願い申し上げます。

引き続きご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【問合せ先】

日本司法支援センター（法テラス）本部総務部広報・調査室

住所：東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階

電話：050（3383）5348 ／ FAX：03（5358）1058

メール：houterasu-kouho@houterasu.or.jp



法テラス Web サイト
www.houterasu.or.jp



オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式

作成年月日： 年 月 日			
御中			
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト			
〇〇印刷株式会社			
工程	実現	基準（要求内容）	
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。	
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

資材確認票の様式

				作成年月日： 年 月 日		
				御中		
件名： _____						
資 材 確 認 票						
株式会社 _____						
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	－	－			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR 系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	○	A	OP ニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工	－	－			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の可否については、様式の変更等を行うことができる。

令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式
提案書提出要領

本件調達の入札に参加を希望する者は、本要領及び日本司法支援センター（以下「センター」という。）提示事項等を熟知の上、提案書等一式を提出すること。

本要領等に基づかない提案については、不合格とする場合があるので留意すること。

第1 提案事項

「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター（以下「ポスター」という。）作成・印刷・発送業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく提案。

第2 提案書等の作成

提案者は、以下の要領に従い、提案書等の作成・提出を行うこと。

1 提出すべきもの

(1) 提案書等

以下の①から③について、簡潔にわかりやすく記載した提案書を、WordやPowerPoint等のデータ形式で提出すること。

① 企画提案書

第3の記載要領に基づいて提案事項を記載した提案書等に、以下ア及びイを付したものを提案書等一式として提出すること。

業界独自の専門用語を使用する場合は、注釈を付す等し、審査する者が専門的知識を有していなくとも理解できるようにすること。

ア 表紙

正本の表紙には、(ア)から(ウ)の事項を記載し、代表者印を押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

副本の表紙には、(ア)のみ記載すること。副本には、企業名称、代表者指名等、提案者が特定できるような情報を記載しないこと。

(ア) 表題（「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」に関する提案書）

(イ) 提案者名、代表者名、所在地、提案書作成・提出に係る責任者及び担当者名、担当部署名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）

(ウ) 提案書作成日

イ 提案書等一式には、目次及びページ番号を付すこと。

② 契約期間中の作業スケジュール表

編集会議の開催予定等を含め、仕様書記載の各業務について、契約期間中の作業スケジュールを横断的に確認できるスケジュール表

③ 本業務の実施体制

以下の点について説明すること。

ア 業務体制図

本件各業務における責任者・担当者の氏名、所属、センターとの間の連絡先窓口及びその連絡先を明示したもの。

正本には必ず個人名を記載し、副本には個人情報の観点から「A さん」「B さん」など、各役職で、同一人物なのか異なる人物なのか分かるように記載すること。

再委託を予定している業務がある場合には、「再委託予定」と記載するなどして示すこと。

イ 緊急時の対応

担当者の病欠等、不測の事態が発生した場合においても遅滞なく業務を遂行できる体制が分かるもの。

(2) 令和 7 年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式評価基準表（以下「評価基準表」という。）

評価基準表の「提案書記載箇所」に対応する提案書本文の記載箇所（ページ・項番）を記載すること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業で、以下①から③の認定を有する場合は、認定書類の写し（任意）

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条又は第 12 条に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし認定）

② 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく認定（トライくるみんな又はくるみんな、プラチナくるみんな認定）

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定（ユースエール認定）

第 3 企画提案書の記載要領

1 コンセプト、編集方針の説明要旨

センター設立の背景や業務内容・活動を十分に理解した上で、ポスター作成の

コンセプトや編集方針をA 4 版 1 ページ程度にまとめて説明すること。

2 デザイン案

ア 「B 2（縦）1 枚＋A 1（横）1 枚」を1セットとして、上記1を反映したデザイン案を提案理由や趣旨とともに2セット以上提案すること。なお、B 2（縦）及びA 1（横）のデザインは同様とする。レイアウトは変更して差し支えない。作成に当たっては、ジェンダーバランスに配慮すること。

イ デザイン案には、必ずセンターのロゴ（別紙 ロゴデータ（横））を入れること。大きさや配置位置は問わない。

ウ デザイン案には、タグラインである「あなたと司法の架け橋」の文言を記載すること。大きさ、配置位置、フォントは問わない。

エ 文章を入れる際は、法律になじみのない方にもわかりやすい表現とすること。

オ 情報の優先順位や視線の流れを考慮すること。

カ 他の行政機関のポスターと差別化すること。

3 実績

令和3年度以降に少なくとも5件以上のポスター作成実績を有していること。
提案者は、令和3年度以降に企画から取材・編集作業まで通して作成したポスターの作成実績について、作成した日付とあわせて一覧にまとめて提出すること。

第4 提案書等の提出

1 期限及び提出先

令和7年12月17日（水）17時00分

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター 本部財務会計課

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

2 提案書等の提出部数

正本データ 1部、副本データ 1部

なお、持参又は郵送等で提出する場合は、上記データをまとめて保存した電磁的記録媒体（DVD-R等）1部及び紙媒体の正本1部を提出すること。電磁的記録媒体による提出物は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。

3 提出方法

電子メール、持参又は郵送等により提出すること。

電子メールにより提出する場合は、上記1のメールアドレスまで提出するこ

と。メール表題は、「【入札書類提出】令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式 ○○社」とすること。

郵送等により提出する場合は、封筒に「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」と朱書きし、簡易書留等追跡可能な方法により、提出期限必着で送付すること。

第5 選定基準

「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式 評価要領」（以下「評価要領」という。）及び「評価基準表」のとおり。

第6 機密保持

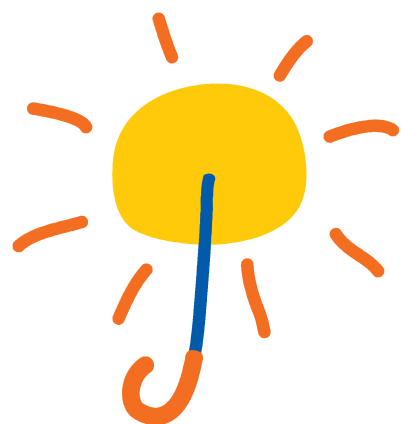
本件総合評価落札方式に参加する者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 本件総合評価落札方式に関し、センターが提供した全ての情報を第三者に開示し、又は、漏洩しないこと。
- 2 本件総合評価落札方式に関し、入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合、あらかじめセンターの承認を得ること。
- 3 その他、本作業の機密保持に関して適切な措置を講ずること。

第7 その他

- 1 次に掲げるものに該当する提案書は、無効とする。
 - (1) 参加資格のない者が提出した提案書
 - (2) 本要領の規定に違反した提案書
 - (3) センターが提案等について説明又は追加資料の提出を求めた場合に、これに応じないもの
 - (4) その他センターが、提出書類を不完全なものと認めたもの
- 2 提出書類は、書類内容及び評価要領に基づく審査を行い、選定の是非を決定する。選定結果については、入札説明書記載の入札参加の書類審査結果通知期限までに通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。
- 3 業者選定後、実施するポスター作成については、選定された提案をそのまま採用するものではない。
- 4 提案書等作成に要する経費は、提案者の負担とする。
- 5 提出された提案書等は返却しない。

なお、提出された提案書等は、本調達手続のために使用するものとする。



日本司法支援センター

法テラス

令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式 評価要領

日本司法支援センター

本評価要領は、日本司法支援センターにおける「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」（以下「本業務」という。）に関する評価手続及び評価方法について定めたものである。提案者から提出された提案書及びプレゼンテーションは、本書に基づき評価する。

第1 評価方法

本業務を実施する者の決定に係る手続は、総合評価落札方式によるものとし、応札者のうち、以下の各要件に該当する者の中から「第2 総合評価の方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。なお、合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 1 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2 別紙「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式 評価基準表」（以下「評価基準表」という。）の必須項目に記載されている全ての評価項目について、要求仕様を実現することが提案書に根拠をもって提案及び保証されていること。

第2 総合評価の方法

- 1 入札価格と技術的要件等に対する得点配分

入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）と技術的要件等に対する得点（以下「技術点」という。）の配分比率は1：2とし、価格点は100点満点、技術点は200点満点とし、価格点と技術点を足し合わせた総合評価点は300点満点とする。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{価格点} + \text{技術点} \\ (300 \text{ 点} &= 100 \text{ 点} + 200 \text{ 点}) \end{aligned}$$

- 2 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札

価格に対する得点配分を乗じて得た値とする（小数点第4位以下切り捨て）。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

3 技術点

技術点は、「基礎点」と「加点」を加えて得た数値とし、以下のとおり評価する。

- (1) 評価基準表の各評価項目は、必須項目を評価する「基礎点」と加点項目を評価する「加点」で構成される。
- (2) 技術点を評価する審査者は、8名とする。
- (3) 提出された提案書に記載された内容から、評価基準表の必須項目について、全ての要件を遵守・実現することができると全ての審査者が判定した場合に「合格」とし、基礎点（10点）を付与する。

必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、その後の評価は行わない。

- (4) 上記(3)で「合格」となった提案書について、評価基準表の加点項目の「内容」に沿って評価を行う。

各審査者は、下表の基準に基づき評価基準表の各加点項目についてAないしDの評価を行い、評価に応じて下表の得点を付与した上、各審査者の採点結果の合計を平均して技術的要件に係る「加点」を算出する（小数点第4位以下切り捨て）。

$$\begin{aligned} \text{技術点} &= \text{基礎点} + \text{加点（技術的要件＋ワークライフバランス等推進に関する指標）} \\ 200 \text{ 点} &= 10 \text{ 点} + 190 \text{ 点（180 点} + 10 \text{ 点）} \end{aligned}$$

表 加点項目の評価、評価基準及び得点

評価	評価基準	得点			
		配点	配点	配点	配点
A	非常に有効な提案となっているもの	40点	30点	20点	10点
B	有効な提案と認められるもの	20点	15点	10点	5点
C	おおむね妥当な提案であるもの	10点	8点	5点	3点
D	記載が無いもの又は具体性がないもの	0点	0点	0点	0点

なお、評価基準表の評価項目中「ワーク・ライフ・バランス等推進に関する指標」については、同表の「内容」に対応する点数を加点する（複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い認定区分により加点する。）。

第3 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり。

評価項目	必須/加点	内容	必須	加点				項目 合計	提案書記載箇所	
				A	B	C	D		ページ	項番
作業スケジュール表	必須	編集会議の開催予定等を含めた、仕様書記載の各業務に係る作業スケジュール表が提出されている。	○							
本業務の実施体制	必須	仕様書記載の各業務における責任者・担当者及びセンターとの連絡先窓口などの実施体制、並びに、緊急時の対応が分かる業務体制図が提出されている。	○							
コンセプト、編集方針	必須	ポスター作成のコンセプトや編集方針が説明されていること。	○						40	
	加点①	法テラス設立の背景や業務内容・活動を十分に理解している。	-	20	10	5	0			
	加点②	法テラスにふさわしいものである。	-	20	10	5	0			
デザイン案	必須	・2セット以上のデザインが、それぞれの提案理由や趣旨とともに提示されている。 ・センターのロゴ及びタグラインが入っている。	○						130	
	加点①	コンセプトや編集方針が反映され、達成できるものとなっている。	-	20	10	5	0			
	加点②	信頼感、安心感を損なわず親しみやすさも感じられるデザインになっている。	-	40	20	10	0			
	加点③	・法テラスがどのような機関で何をしているか明確に伝わる内容となっている。 ・法律になじみのない方にも分かるような表現となっている。	-	30	15	8	0			
	加点④	情報の優先順位や視線の流れが考慮されている。	-	30	15	8	0			
	加点⑤	他の行政機関と差別化されている。	-	10	5	3	0			
ポスター作成実績	必須	令和3年度以降に企画から取材・編集作業まで通して作成したポスターの作成実績が5件以上あり、作成した日付とあわせて一覧にまとめて提出されていること。	○						10	
	加点	令和3年度以降のポスター作成実績について、以下のとおり加点する。 ・作成実績が10件以上あり、かつ、そのうち公的機関の作成実績が1件以上ある場合【10点】 ・作成実績が10件以上の場合【5点】 ・作成実績が6～9件の場合【3点】	-	10	5	3	0			
ワーク・ライフ・バランス等推進に関する指標	加点	次の区分により加点する。 なお、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ○女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)等 プラチナえるぼし(10点) えるぼし3段階(8点) えるぼし2段階(7点) えるぼし1段階(4点) 行動計画のみ(2点) ○次世代法に基づく認定(くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業) プラチナくるみん(10点) くるみん(令和7年4月1日以降の基準)(8点) くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(7点) トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)(7点) くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(6点) トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(5点) くるみん(平成29年3月31日までの基準)(4点) 行動計画(令和7年4月1日以降の基準)(2点) ○若年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)(8点)	-	／10				10		
※評価基準表中の仕様書とは、「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務 仕様書」を指す。 ※必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、加点項目の評価は行わない。				基礎点	加点					
				10	190					
				満点 200点						

質 問 書

件名：「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」

日 付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電 話

F A X

E-mail

項番	区 分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和7年11月25日付け公告の「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

プレゼンテーション開始時刻通知書

貴社から提出がありました「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」に係る提案書のプレゼンテーション開始時刻は、以下のとおりです。

日 時：令和7年12月24日（水）

午前 ・ 午後 時 分から開始

※当日は、10分前に御来訪願います。

会 場：東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部総務部財務会計課第二係 木村

電話 050-3381-1573

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和7年11月25日付け公告の「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 木村

電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入札書

入札物件名 令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金								

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地

会社名

代表者氏名
又は
代理人氏名

印

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏名

連絡先

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

代 理 人 使用印鑑

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送業務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者 氏 名

印

復 代 理 人 住所・連絡先
氏 名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

契 約 書

1. 件 名 令和7年度日本司法支援センター広報用ポスター作成・印刷・発送
業務一式
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期限 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 金●●●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

（監督）

第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第3条 乙は、本件業務を完了したときは、その業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（契約代金の請求及び支払）

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求す

ることができる。乙が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 7 号の 2 に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第 57 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 2.5 パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

（再委託）

第 5 条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第 6 条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに書面により甲に届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

(1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。

(5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式

により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第10条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議

して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第11条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

（2） 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。

（3） 乙が本契約の条項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の

全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 14 条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令（同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

るとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙

は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 21 条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質若しくは数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したとき、又は本件業務の成果が契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 12 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前 3 項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡しした場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 22 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第 23 条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第 24 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 25 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けた

ときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第3条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第27条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第28条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第30条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター
理 事 長 丸 島 俊 介

乙 東京都●●区●●町……
●●株式会社
代表取締役 ● ● ● ●
(登録番号 T-*****)